

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

- ：防疫指針本体の変更内容
- ：防疫指針留意事項（局長通知）の変更内容

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第3-2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

- 実質的な内容の変更なし（捕獲の強化は第23へ移動、経口ワクチン散布は第24を新設）。

第3-2 予防的ワクチン

- 都道府県知事は、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する民間獣医師（知事認定獣医師）に限り、必要な事項をワクチン接種プログラムに記載の上、初回接種を除くワクチン接種を行わせることができる旨等を追記。
 - 予防的ワクチン接種を行う知事認定獣医師の要件を追記。
 - ワクチン接種プログラムの知事認定獣医師に係る記載事項を追記。
- 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、使用、報告等に係る条件を付し、ワクチンの厳格な管理を行う旨を追記。
 - 知事認定獣医師に対する法第50条に基づくワクチン使用許可の条件を追記。
- 知事認定獣医師による標識付与及び都道府県知事による証明書交付を追記。
- 都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録を行うとともに、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を把握するため、使用済みのワクチンのビン全てを回収する旨を追記。
 - 知事認定獣医師は、適切なワクチン数量の管理及び記録を行うとともに、資材の適切な処理及び使用済みビンの毎月家畜保健衛生所に返却する旨を追記。
- 免疫付与状況等確認検査から、全ての接種農場を対象とする記載を削除。
 - 免疫付与状況等確認検査の方法について別途対応。
- 都道府県は、知事認定獣医師によるワクチン使用数量、接種数量及び廃棄量、接種戸数及び接種頭数の内訳について2か月ごとに報告する旨を追記。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

- 実質的な内容の変更なし。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する旨を明記。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合に行う野生いのししの感染確認検査の結果、感染の疑いが生じた場合の対応を明記。

第20 移動制限区域の設定

- 実質的な内容の変更なし。

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、野生いのししの陽性個体確認地点等を中心とした半径 10 km 以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として、抗原検査を実施する旨を追記。また、同区域において、捕獲による感受性動物の個体削減、防護柵等による囲い込みを行う旨を追記。

第24 経口ワクチンの散布

- 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて決定する旨を追記。
- その際、農林水産省は、経口ワクチンの使用方法、効果・有効性の分析・評価方法等について記載した実施指針を作成し、公表する旨を明記。
- 都道府県は、実施指針に基づき、関係者の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、散布を行う旨を明記。

(以上)